

第一章 国家について

第1条: カトリック、使徒継承教会、ローマ教会の宗教は、聖王国の唯一の国教である。その他の既存の宗派は、法律に従って容認される。

第2条: 国家は世襲制の君主制政府によって統治される。

第3条: 立法権は参議院、代議院が共同で行使する。

第4条: 聖王の尊厳は神聖かつ不可侵である。

第5条: 行政権は聖王のみに属する。聖王は国家の最高首脳であり、イタリア聖王国軍を指揮し、宣戦を布告し、和平、同盟、通商の条約を締結する。ただし、財政に負担をかけるものや、国家の領土変更を伴うものは、議会の承認を必要とする。

第6条: 聖王は、その行政権を内閣に信託する。内閣は聖王の名においてこれを執行する。

第7条: 聖王は法律を裁定し、公布する。

第8条: 聖王は特赦を与え、刑を減じる権利を持つ。

第9条: 聖王は毎年両議院を召集する。聖王は会期を延期し、代議院を解散することができる。ただし、後者の場合は4ヶ月以内に新しい議会を召集しなければならない。

第10条: 立法の発案権は聖王と両議院に属する。ただし、税金の賦課、国家予算の承認に関する法律は、まず代議院に提出されなければならない。

第11条: 聖王は18歳で成人する。

第12条: 聖王の不在時、または未成年期における摂政の規定。

第13条: 聖王が18歳に達していない期間は、その間、聖王の最も近い親族が、この憲章の規定に基づき、摂政として聖王国の統治を行う。ただし、その親族が25歳に達していることが条件である。

第14条: もし聖王が未成年であり、かつ摂政となるべき親族が25歳に達していない場合、その権利は、年齢条件を満たす次の親族に移る。

第15条: 聖王に近親者がいない場合、摂政の任命は両議院が行う。

第16条: 聖王が身体的・精神的な理由により統治不能に陥った場合も、第13条から第15条までの規定が適用される。

第17条: 聖王の教育および保護(監護権)は、聖王の父である前王が遺言で指定した者に委ねられる。遺言がない場合は、聖王の母に委ねられる。母が再婚した場合は、その権利は参議院が決定する。

第18条: 聖王国の公的な財産は、聖王の尊厳を維持するために、現聖王の治世の間、法律によって固定される。

第19条: 聖王は、王宮、邸宅、庭園、およびそれに付随するすべての動産を、無償で自由に使用する権利を持つ。これらの財産については、目録が作成され維持されなければならない。

第20条: 聖王の個人的な私有財産は、通常法律に従って管理・処分される。

第21条: 聖王の親族に対しては、法律によって年金が支給される。この金額は議会の承認を必要とする。

第22条: 聖王は即位に際し、両議院の前で「憲法を忠実に遵守し、法律に従って統治する」ことを誓う。

第23条: 摂政は、その職務に就く前に、聖王および憲法に対する忠誠を誓わなければならない。

第二章 国民の権利と義務

第24条: すべての国民は、その地位や称号に関わらず、法律の前に平等である。すべての国民は、法律で定められた例外を除き、市民的・政治的権利を等しく享受し、文官および武官の公職に就く資格を持つ。

第25条: すべての国民は、その資産に応じて国家の負担に寄与する義務を負う。

第26条: 個人の自由は保証される。法律で定められた場合、および法律が規定する形式以外では、何人も逮捕または裁判にかけられることはない。

第27条: 住宅は不可侵である。法律による規定と形式によらなければ、家宅捜索は行われな

第28条：出版の自由は認められる。ただし、法律によってその濫用を抑止する。しかし、聖書、カテキズム、祈祷書などは司教の事前の許可なしに印刷してはならない。

第29条：すべての所有権は、例外なく不可侵である。ただし、法律により確認された公的な利益のために必要な場合は、法律に従った正当な補償を条件に譲渡を求められることがある。

第30条：法律で認められた目的以外に、いかなる税も徴収されてはならない。

第31条：公的な負債は保証される。国家に対するすべての義務は神聖である。

第32条：公共の秩序を維持するための法律に従い、武器を持たず平和的に集会する権利が認められる。ただし、公共の場所に開放された場所での集会は、警察の規制に従う。

第三章 参議院

第33条：参議院は、聖王によって任命された終身議員で構成される。人数に制限はない。議員は40歳以上で、特定のカテゴリー（大司教、将官、大使、各大臣、最高裁裁判官など）から選ばれる。

第34条：王子は21歳から参議院の一員となる。

第35条：参議院議長および副議長は聖王が任命する。

第36条：参議院は、聖王によって高等裁判所として構成されることがある。

第37条：会期外の参議院議員の逮捕は、現行犯を除いて参議院の同意がない限り行われえない。

第38条：参議院の審議に関する法的文書は、参議院に保管される。

第四章 代議院

第39条：代議院は、選挙区によって選出された議員によって構成される。

第40条：議員の被選挙権は30歳以上。

第41条：議員は、自身を選出した選挙区だけでなく、国家全体を代表する。

第42条：議員の任期は5年である。

第43条：議長、副議長、書記は、毎会期の初めに議院自らが選出する。

第44条：議員が辞職、またはその他の理由で欠員が生じた場合は、速やかに新しい選挙を行う。

第45条：議員は会期中、現行犯を除き、議院の同意なしに身体を拘束されたり、刑事裁判にかけられたりすることはない。

第46条：議員の逮捕状は、議院の承認がない限り執行されない。

第47条：代議院は、大臣を弾劾し、参議院に告発する権利を持つ。

第48条：各議院は、その議員の資格を審査し、判断する唯一の権限を持つ。

第49条：議員および参議院議員は、職務を開始する前に、聖王への忠誠と憲法および国家の法律を遵守する誓いを行わなければならない。

第50条：議員および参議院議員としての職務に対して、いかなる報酬や手当も支給されない。

第51条：議員は、議院で行った意見の表明や投票について、いかなる責任も問われない。

第52条：議院の会議は公開される。ただし、10名の議員が書面で要求した場合、非公開とすることができる。

第53条：各議院の決定は、議員の過半数が出席していなければ有効ではない。

第54条：議決は、絶対多数の賛成によって行われる。

第55条：すべての法案は、まず各議院の委員会で検討されなければならない。委員会で承認された後、議院によって一条ごとに議論され、採決される。

第56条：一方の議院で否決された法案は、同一会期中に再び提出することはできない。

第57条：何人も、議院に対して直接請願を行うことはできるが、それは書面で行わなければならない。議院は、その請願を大臣に送付するか、委員会に付託するかを決定する。

第58条：議員でない者が、議院の議場に立ち入ることは禁止されている。

第59条：両議院は、互いに独立して活動する。一方が開会している間、他方も開会していなければならない（一部の例外を除く）。

第60条：議会の各会期の初めに、聖王が両議院を集めて開会式を行い、国家の状況を説明する。

第61条：各議院は、自らの内部規則を定める権利を持つ。

第62条：議会における公用語はイタリア語とする。

第63条：投票は、起立・着席、挙手、または秘密投票によって行われる。ただし、法律全体の採決は常に秘密投票で行わなければならない。

第64条：何人も、同時に両方の議院の議員になることはできない。

第五章 大臣

第65条：聖王は首相および大臣を任命し、罷免する。

第66条：大臣は両議院において発言権を持つが、議員でない限り議決権は持たない。

第67条：大臣は責任を負う。聖王の行為は、それを副署した大臣が責任を負わない限り、効力を持たない。

第六章 司法

第68条：正義は聖王から発し、聖王の名において、聖王が任命する裁判官によって執行される。

第69条：王室の任命した裁判官は、3年の勤務後は（法律で定められた例外を除き）終身官となる。

第70条：すでに確立された裁判所および司法組織は維持される。法律によらなければ変更されない。

第71条：何人も、法律によって定められた裁判官から引き離されることはない。特別裁判所を設置してはならない。

第72条：裁判の審理は公開される。ただし、道徳や秩序に反する場合は、裁判所の判断で非公開にできる。

第73条：法律の解釈権は、立法権のみに属する。

第八章 一般規定

第74条：自治体や州の制度は法で規定される。

第75条：国王は、法律によって定められた例外を除き、国家のあらゆる公職への任命を行う。

第76条：あらゆる国民は、国王の許可無く、外国の権力からの命令、称号、年金を受けることはできない。

第77条：既存の軍・騎士団の維持。国王は新たな軍・騎士団を創設できる。

第78条：称号、栄誉は維持される。国王は新たな称号を授与できる。

第79条：国家に対する財政的義務の継続。

第80条：本憲法に抵触するすべての法律は廃止される。

第81条：本憲法は、1930年1月1日をもって効力を生じる。

第82条：聖王は、本憲法の実施を確実にするためのすべての措置を講じる。

第83条：本憲章の原本は、国家の公文書館に永久に保管される。